

第8類 環 境

第1章 衛 生

富良野広域連合廃棄物処理条例

平成21年2月27日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、広域連合のし尿、浄化槽汚泥及び生ごみを適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) し尿 人の排せつ行為に附随するトイレトーパー等を含むくみ取りし尿をいう。
- (2) 浄化槽汚泥 浄化槽方式の水洗便所の槽に貯留した汚泥をいう。
- (3) 生ごみ 調理残渣及び食物残渣等をいう。ただし、食品の製造及び加工の過程において発生した物を除く。
- (4) 処理 し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）にあつては、生物学的及び物理的な手段によって生活環境の保全上支障のないものにして処分することをいい、生ごみにあつては、有用物に再生することをいう。
- (5) 生活系廃棄物 家庭生活に伴って排出される廃棄物をいう。
- (6) 事業系廃棄物 事業活動（国、地方公共団体及び公共公益事業等を含む。）に伴って排出される廃棄物をいう。
- (7) 許可業者 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者で、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けたものをいう。
- (8) 自己搬入者 自己のし尿等又は生ごみを自ら収集又は運搬し処理施設に搬入する者をいう。

(一般廃棄物処理計画)

第3条 広域連合は、法第6条第1項の規定に基づく処理区域のし尿等及び生ごみの処理に関する基本計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、又はこれを変更したときは、広域連合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）に通知するとともに、遅滞なくこれを公表しなければならない。

2 広域連合は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、関係市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保たなければならない。

3 関係市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内におけるし尿等及び生ごみを生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを広域連合が設置する処理施設に搬入しなければならない。

(収集運搬業の許可)

第8類 富良野広域連合廃棄物処理条例

第4条 処理区域において、し尿等又は生ごみの収集又は運搬を業として行おうとする者は、法第7条第1項の規定に基づき、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、市町村の委託を受けてし尿又は生ごみの収集又は運搬を業として行う者は、この限りでない。

(収集運搬手数料)

第5条 処理区域におけるし尿等及び生ごみの収集運搬手数料は、許可業者の申請により関係市町村長の認めるところによる。

2 関係市町村は、前項の収集運搬手数料を定め、又はこれを改正したときは、広域連合に通知しなければならない。

(処理施設の使用)

第6条 処理区域においてし尿等又は生ごみを収集又は運搬し、処理施設に搬入しようとする者は、規則の定めるところにより、広域連合長に届出をしなければならない。ただし、規則で定める自己搬入者の少量の生ごみについては、この限りでない。

2 関係市町村以外の市町村から特別の事情によりし尿等の処理のために処理施設の使用を求められたときは、広域連合長は、業務に支障のない範囲で使用を認めることができるものとし、前項の届出に関する規定を準用する。

3 処理施設を使用する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号の規定のほか、規則で定める生ごみの排出容器の規定を遵守しなければならない。

4 広域連合長は、前項の規定を遵守しない者に対し、改善を命ずるとともに、改善命令に従わないものには、施設の使用を禁ずることができるものとする。

(処理手数料)

第7条 処理施設を使用する者は、別表第1に定める処理手数料を納付しなければならない。

2 広域連合長は、特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、前項の処理手数料を減免することができる。

3 許可業者は、第5条第1項の額と第1項の処理手数料の合算額を超える料金を受けてはならない。

4 事業系廃棄物のうち、排出量が別表第2の基準に適合するものは、生活系廃棄物とみなす。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

第8類 富良野広域連合廃棄物処理条例

別表第1（第7条第1項関係）

処理手数料

区 域	区 分	し 尿 等	生 ご み
処 理 区 域	生活系廃棄物	20リットル当り21円	無 料
	事業系廃棄物	20リットル当り21円	無 料
処 理 区 域 外		20リットル当り260円	

別表第2（第7条第4項関係）

事業系廃棄物のうち、生活系廃棄物とみなすものの基準

種 別	基 準
し 尿	1回の収集量が1.5キロリットル未満のもの
浄化槽汚泥	15人槽未満の浄化槽から排出されるもの
生 ご み	排出指定日ごとに家庭用の生ごみ指定容器を用いて排出されるもので、1回の排出量が2袋以下のもの